

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(Ⅲ-2-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること(施策目標Ⅲ-2-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標2:労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>労働基準局 雇用環境・均等局 政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>労働基準局 総務課長 石垣 健彦 労働条件政策課長 松原 哲也 監督課長 尾田 進 安全衛生部計画課長 小宅 栄作 安全課長 安達 栄 労働衛生課長 高倉 俊二 化学物質対策課長 木口 昌子 雇用環境・均等局 総務課長 源河 真規子 雇用機会均等課長 石津 克己 有期・短時間労働課長 牧野 利香 在宅労働課長 堀 泰雄 政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当) 賃金福祉統計官 角井 伸一</p>									
<p>施策の概要</p>	<p>○ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等の総合的計画的な対策を推進することで、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを図る。</p> <p>○ また、第13次労働災害防止計画(2018年度～2022年度)に基づいて、労働災害の一層の減少を図るため、死亡災害の撲滅を目指した対策、過労死等の防止等の労働者の健康確保対策、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策等について、行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携等による取組を図る。</p> <p>○ このほか、中小企業等における高年齢労働者の労働災害防止を推進しており、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定し、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示している。</p> <p>○ また、新型コロナウイルス感染症に関連する職場のメンタルヘルス不調等に伴う相談に対応するため、相談体制を拡充するほか、高年齢労働者の感染防止対策を推進するため、社会福祉施設や飲食店等の利用者等と密に接する業務を簡素化するための設備の機械化等に係る経費の補助等を行うなど、職場における感染防止対策等を推進している。</p>													
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="537 877 641 1050"> <p>1</p> </td> <td data-bbox="641 877 2781 1050"> <p>・労働災害は長期的には減少しており、令和元年には労働災害による死亡者の数は過去最少の845人(前年比64人、7.0%減)となった。引き続き、第13次労働災害防止計画の重点業種である製造業・建設業・林業を中心として、死亡災害の撲滅に向けた対策が必要である。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="641 961 1249 1050"> <p>①建設業 死亡災害全体の3分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多く、墜落・転落災害が死亡災害のうち4割を超える。</p> </td> <td data-bbox="1249 961 1857 1050"> <p>②製造業 死亡災害全体の5分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</p> </td> <td data-bbox="1857 961 2781 1050"> <p>③林業 死傷年千人率が全産業と比べ高く、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</p> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 1050 641 1117"> <p>2</p> </td> <td data-bbox="641 1050 2781 1117"> <p>・第13次労働災害防止計画において、労働災害による休業4日以上死傷者数を、平成29年と比較して令和4年までに5%以上減少させることを目標として掲げ、対策に取り組むこととしているものの、令和元年は平成29年比で4.3%の増加となっていることから、高年齢労働者の増加などの就業構造の変化等を考慮して、対策を推進する必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 1117 641 1310"> <p>3</p> </td> <td data-bbox="641 1117 2781 1310"> <p>・現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は全労働者の半数を超えている。また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされているが、脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災認定件数は2013年度以降700件～800件台で推移しており、そのうち、死亡又は自殺(未遂を含む。)の件数は概ね150～200件前後(令和2年度は148件)となっている。</p> <p>・また、全労働者の約3割が職場において、仕事上の不安、悩み又はストレスについて、相談できる相手がいないと感じている。</p> <p>・そのため、労働者の心理的な負担の程度を把握し、セルフケアや職場環境の改善につなげ、メンタルヘルス不調の未然防止の取組みを強化することを目的として2015年に新たに創設されたストレスチェック制度に基づき実施されるストレスチェックの結果を活用した職場環境の改善の取組みや労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進する必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 1310 641 1377"> <p>4</p> </td> <td data-bbox="641 1310 2781 1377"> <p>・産業現場で使用される化学物質は約70,000種類に及び、毎年約1,000物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント等の実施が義務づけられているものは673物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分に行われているとはいえない状況にある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 1377 641 1583"> <p>5</p> </td> <td data-bbox="641 1377 2781 1583"> <p>・近年、我が国では、外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者は年々大幅に増加している。平成31年4月に在留資格「特定技能」が創設されたことやその背景である労働力不足を踏まえると、外国人労働者は引き続き増加していくと見込まれている。</p> <p>・外国人労働者については、作業に応じた一般的な労働災害防止対策に加え、①日本語そのものの理解が不十分であること、②コミュニケーション不足により、職場の「危険」の伝達・理解が不足していること等の特性があることから、当該外国人労働者の母国語等を用いる等、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育等の実施が必要である。</p> <p>・また、外国人労働者を雇用する事業者に対しても、外国人労働者の安全衛生管理についての相談体制を確保する等により、事業者を支援し、外国人労働者の労働災害を防止することが必要である。</p> </td> </tr> </table>	<p>1</p>	<p>・労働災害は長期的には減少しており、令和元年には労働災害による死亡者の数は過去最少の845人(前年比64人、7.0%減)となった。引き続き、第13次労働災害防止計画の重点業種である製造業・建設業・林業を中心として、死亡災害の撲滅に向けた対策が必要である。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="641 961 1249 1050"> <p>①建設業 死亡災害全体の3分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多く、墜落・転落災害が死亡災害のうち4割を超える。</p> </td> <td data-bbox="1249 961 1857 1050"> <p>②製造業 死亡災害全体の5分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</p> </td> <td data-bbox="1857 961 2781 1050"> <p>③林業 死傷年千人率が全産業と比べ高く、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</p> </td> </tr> </table>	<p>①建設業 死亡災害全体の3分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多く、墜落・転落災害が死亡災害のうち4割を超える。</p>	<p>②製造業 死亡災害全体の5分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</p>	<p>③林業 死傷年千人率が全産業と比べ高く、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</p>	<p>2</p>	<p>・第13次労働災害防止計画において、労働災害による休業4日以上死傷者数を、平成29年と比較して令和4年までに5%以上減少させることを目標として掲げ、対策に取り組むこととしているものの、令和元年は平成29年比で4.3%の増加となっていることから、高年齢労働者の増加などの就業構造の変化等を考慮して、対策を推進する必要がある。</p>	<p>3</p>	<p>・現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は全労働者の半数を超えている。また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされているが、脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災認定件数は2013年度以降700件～800件台で推移しており、そのうち、死亡又は自殺(未遂を含む。)の件数は概ね150～200件前後(令和2年度は148件)となっている。</p> <p>・また、全労働者の約3割が職場において、仕事上の不安、悩み又はストレスについて、相談できる相手がいないと感じている。</p> <p>・そのため、労働者の心理的な負担の程度を把握し、セルフケアや職場環境の改善につなげ、メンタルヘルス不調の未然防止の取組みを強化することを目的として2015年に新たに創設されたストレスチェック制度に基づき実施されるストレスチェックの結果を活用した職場環境の改善の取組みや労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進する必要がある。</p>	<p>4</p>	<p>・産業現場で使用される化学物質は約70,000種類に及び、毎年約1,000物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント等の実施が義務づけられているものは673物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分に行われているとはいえない状況にある。</p>	<p>5</p>	<p>・近年、我が国では、外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者は年々大幅に増加している。平成31年4月に在留資格「特定技能」が創設されたことやその背景である労働力不足を踏まえると、外国人労働者は引き続き増加していくと見込まれている。</p> <p>・外国人労働者については、作業に応じた一般的な労働災害防止対策に加え、①日本語そのものの理解が不十分であること、②コミュニケーション不足により、職場の「危険」の伝達・理解が不足していること等の特性があることから、当該外国人労働者の母国語等を用いる等、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育等の実施が必要である。</p> <p>・また、外国人労働者を雇用する事業者に対しても、外国人労働者の安全衛生管理についての相談体制を確保する等により、事業者を支援し、外国人労働者の労働災害を防止することが必要である。</p>
<p>1</p>	<p>・労働災害は長期的には減少しており、令和元年には労働災害による死亡者の数は過去最少の845人(前年比64人、7.0%減)となった。引き続き、第13次労働災害防止計画の重点業種である製造業・建設業・林業を中心として、死亡災害の撲滅に向けた対策が必要である。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="641 961 1249 1050"> <p>①建設業 死亡災害全体の3分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多く、墜落・転落災害が死亡災害のうち4割を超える。</p> </td> <td data-bbox="1249 961 1857 1050"> <p>②製造業 死亡災害全体の5分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</p> </td> <td data-bbox="1857 961 2781 1050"> <p>③林業 死傷年千人率が全産業と比べ高く、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</p> </td> </tr> </table>	<p>①建設業 死亡災害全体の3分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多く、墜落・転落災害が死亡災害のうち4割を超える。</p>	<p>②製造業 死亡災害全体の5分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</p>	<p>③林業 死傷年千人率が全産業と比べ高く、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</p>										
<p>①建設業 死亡災害全体の3分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多く、墜落・転落災害が死亡災害のうち4割を超える。</p>	<p>②製造業 死亡災害全体の5分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</p>	<p>③林業 死傷年千人率が全産業と比べ高く、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</p>												
<p>2</p>	<p>・第13次労働災害防止計画において、労働災害による休業4日以上死傷者数を、平成29年と比較して令和4年までに5%以上減少させることを目標として掲げ、対策に取り組むこととしているものの、令和元年は平成29年比で4.3%の増加となっていることから、高年齢労働者の増加などの就業構造の変化等を考慮して、対策を推進する必要がある。</p>													
<p>3</p>	<p>・現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は全労働者の半数を超えている。また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされているが、脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災認定件数は2013年度以降700件～800件台で推移しており、そのうち、死亡又は自殺(未遂を含む。)の件数は概ね150～200件前後(令和2年度は148件)となっている。</p> <p>・また、全労働者の約3割が職場において、仕事上の不安、悩み又はストレスについて、相談できる相手がいないと感じている。</p> <p>・そのため、労働者の心理的な負担の程度を把握し、セルフケアや職場環境の改善につなげ、メンタルヘルス不調の未然防止の取組みを強化することを目的として2015年に新たに創設されたストレスチェック制度に基づき実施されるストレスチェックの結果を活用した職場環境の改善の取組みや労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進する必要がある。</p>													
<p>4</p>	<p>・産業現場で使用される化学物質は約70,000種類に及び、毎年約1,000物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント等の実施が義務づけられているものは673物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分に行われているとはいえない状況にある。</p>													
<p>5</p>	<p>・近年、我が国では、外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者は年々大幅に増加している。平成31年4月に在留資格「特定技能」が創設されたことやその背景である労働力不足を踏まえると、外国人労働者は引き続き増加していくと見込まれている。</p> <p>・外国人労働者については、作業に応じた一般的な労働災害防止対策に加え、①日本語そのものの理解が不十分であること、②コミュニケーション不足により、職場の「危険」の伝達・理解が不足していること等の特性があることから、当該外国人労働者の母国語等を用いる等、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育等の実施が必要である。</p> <p>・また、外国人労働者を雇用する事業者に対しても、外国人労働者の安全衛生管理についての相談体制を確保する等により、事業者を支援し、外国人労働者の労働災害を防止することが必要である。</p>													
<p>課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>											
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>死亡災害の撲滅を目指した対策の推進により死亡災害を減少させること</p>		<p>死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、その撲滅を目指すため。</p>											
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>就業構造の変化や労働力の高齢化等に対応した対策の推進により死傷災害を減少させること</p>		<p>製造業や建設業においては死傷者数自体は依然として多いが、その減少率は全業種平均を大幅に上回っている。他方で、第三次産業の中には、社会福祉施設のように、労働者数の増加を考慮しても死傷者数の増加が著しい業種もある。 また、死傷者数の増加幅の大きい第三次産業では、社会福祉施設等における転倒災害の増加等のように、働き盛り世代の確保が難しく、また高年齢労働者の数や割合が増加していることが関連していると考えられることから、就業構造の変化や労働力の高齢化等に対応した対策の推進により死傷災害を減少させることが必要であるため。</p>											
<p>目標3 (課題3)</p>	<p>職場におけるメンタルヘルス対策を推進すること</p>		<p>仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が半数を超える状況にあること等から、職場におけるメンタルヘルス対策を進めることは、労働者の心身の健康確保対策としてこれまでに強く求められているため。</p>											

目標4 (課題4)	化学物質等による労働災害防止対策を推進すること	国際動向等を踏まえた化学物質による労働災害防止対策を推進することで、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化といった新たな課題に対応するため。
	目標5 (課題5)	外国人材の受入れ環境整備等を図るため外国人労働者の労働安全衛生を確保すること

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年	年ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年	基準年			年ごとの実績値					
					平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	
① 労働災害による死者数 (アウトカム)	978	平成29年 (2017年)	831	令和4年 (2022年)	—	(948人)	(919人)	(889人)	(860人)	労働災害による死者数は、長期的には減少傾向にあるが、依然として年間約1,000人が労働災害に被災して亡くなっている。こうした現状を踏まえ、死亡災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、取組を強化する必要がある。 平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において、労働災害による「死者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。 ※労働災害による死者数については、歴年単位で集計・公表しているため、目標値も暦年でのものとしている。 ※年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。
					978人	909人	845人	802人		

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年	年ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年	基準年			年ごとの実績値					
					平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	
② 労働災害による死傷者数 (休業4日以上) (アウトカム)	120,460	平成29年 (2017年)	114,437	令和4年 (2022年)	—	(119,255人)	(118,050人)	(116,846人)	(115,642人)	労働災害による死傷者数は、依然として年間約12万人が労働災害に被災し休業(4日以上)している。こうした現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて、労働災害防止の取組を強化する必要がある。 平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において、労働災害による休業4日以上の「死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。 ※労働災害による死傷者数については、歴年単位で集計・公表しているため、目標値も暦年でのものとしている。 ※年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。
					120,460人	127,329人	125,611人	131,156人		

達成手段1・達成手段2		令和元年度 予算額 執行額	令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和3年度行政事業レビュー事業番号
(1)	職業病予防対策の推進 (不明)	35百万円 22百万円	206百万円 190百万円	164百万円	1.2	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催するとともに眼の水晶体の被ばく限度の引下げ等に係る省令改正にあわせて、当該被ばく限度の引き下げを支援するための放射線管理の研修事業等を実施し、適正な職業病予防対策の推進を図ることにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 また、改正される事務所衛生基準規則及び事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針について、これらを具体化する事務所環境改善のためのマニュアル及び事例集を作成し、説明会や個別相談によってそれを周知することにより、中小企業等における多様な働き方をとする労働者、女性、障害者等全ての労働者にとって健康で快適な事務所環境の整備を図ることにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0464
(2)	安全衛生施設整備等経費 (昭和23年度)	1,393百万円 931百万円	540百万円 348百万円	360百万円	1.2	安全衛生施設(日本バイオアッセイ研究センターや大阪安全衛生教育センター等)については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うための施設として国が設置したものであるが、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設所有者としての責任を問われかねない重大な問題となること、また、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施される必要があることから、修繕等を実施する。 施設を維持することにより、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施されることは、測定指標1及び2の改善に必要であると見込んでいる。	2021-厚労-20-0500
(3)	労働災害防止対策費補助金 (昭和39年度)	1,927百万円 1,927百万円	1,932百万円 1,932百万円	1,805百万円	1.2	労働環境の急激な変化によって、多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠であり、事業主の自主的な取組の支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0498
(4)	特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断実施事業 (昭和47年度)	1,422百万円 1,290百万円	1,372百万円 1,167百万円	1,433百万円	1.2	労働安全衛生法第67条に定める健康管理手帳の所持者に対する健康診断を実施する。 これにより、一定の有害業務に従事し離職した労働者の健康管理を促進することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0468
(5)	女性労働者健康管理等対策費 (昭和48年度)	9百万円 4百万円	9百万円 0円	9百万円	1.2	男女雇用機会均等法(昭和47年法律第113号)に基づく事業主の義務である妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置が、事業所内において適切に実施されるようにするため、事業主への啓発、指導等を行うことにより、母性健康管理の措置に関する円滑な施行を図る。 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施することで労働災害の防止等を図り、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0459
(6)	粉じん障害防止総合対策費 (昭和49年度)	16百万円 15百万円	21百万円 21百万円	17百万円	1.2	第9次粉じん障害防止総合対策の普及啓発のため、保護具アドバイザーによる事業場に対する呼吸用保護具の適正な使用についての集団指導など技術的事項の効果的な周知啓発や、労働衛生管理上問題が認められる事業場が多い関係業界団体との連絡会議等を実施する。 これらにより、事業場における衛生水準を向上させることで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0471
(7)	家内労働安全衛生管理費 (昭和49年度)	13百万円 7百万円	13百万円 6百万円	12百万円	1.2	家内労働者又は委託者(家内労働者に原材料等を提供し、物品の製造・加工等の仕事を直接委託する者)を対象に、都道府県労働局において委嘱された家内労働安全衛生指導員が、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 家内労働者の安全の確保及び健康の保持、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾患の早期発見及び予防を推進することにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0458

(8)	産業医学助成費補助金 (昭和53年度)	5,674百万円	5,765百万円	7,282百万円	1.2	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図ることにより、産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実を図ることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0499
		5,664百万円	5,765百万円				
(9)	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進 (平成元年度)	6百万円	24百万円	24百万円	1.2	林業における安全衛生対策の推進を図るため、林業における労働災害の多くを占める伐木時の労働災害を防止するための講習会を実施する。併せて、必要であると考えられる都道府県労働局に、林業の作業現場等を巡回し、振動障害の防止に係る知識の普及等を行うチェーンソー取扱作業指導員を配置する。これらにより、振動障害の予防対策を含めた林業における労働災害防止に資するため、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0486
		5百万円	21百万円				
(10)	雇用均等行政情報化推進経費 (平成11年度)	311百万円	1,335百万円	1,354百万円	1.2	雇用環境・均等部(室)では、労働者の心身の健康に重大な影響を及ぼすセクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、妊娠・出産に関するハラスメント、パートタイム労働者の健康管理にかかる問題等、労働者の安全衛生に係る行政指導や相談対応を行っている。これらの行政指導等の記録を適正にデータベース管理し、情報の一元管理及び職員間の情報共有による迅速かつ正確な事務処理が行われることにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0490
		226百万円	659百万円				
(11)	就労条件総合調査費 (平成12年度)	19百万円	28百万円	21百万円	1.2	常用労働者30人以上の民営企業を調査対象として、主要産業における企業の労働時間制度及び賃金制度等を把握するため、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。当該調査結果は、労働政策審議会の各種分科会、検討会、研究会等で、労働者の安全衛生の確保に関する施策の基礎資料とされており、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0457
		18百万円	21百万円				
(12)	化学物質管理の支援体制の整備 (平成12年度)	141百万円	202百万円	156百万円	1.2	化学物質による労働災害防止のためには、①化学物質の危険性・有害性に関する情報を取りまとめた安全データシート(SDS)が、製造・流通業者から化学物質の譲渡・提供時に適切に交付され、②SDSの情報に基づき実施されたリスクアセスメントの結果に基づく措置が、事業場において適切に講じられることが必要である。このため、平成26年6月、労働安全衛生法が改正され、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質についてリスクアセスメントが義務化されることとなった(平成28年6月に施行)。他方、こうした取組は、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては困難であることから、これら事業者の実施するリスクアセスメントやSDSの作成等を支援することにより、事業場における自律的な化学物質管理を促進することで化学物質による労働災害の防止が図られ、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0478
		132百万円	185百万円				
(13)	ポジティブ・アクション周知啓発事業 (平成19年度)	1,040百万円	1,021百万円	956百万円	1.2	女性労働者がその能力を十分に発揮し、就労継続できるような雇用環境を整備するため、ポジティブ・アクションを推進する。また、ポジティブ・アクションを進める前提として職場環境を改善するため、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の健康の確保を図るため、雇用均等指導員(パワハラ担当、均等担当)の設置等により、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策を推進する。パワハラハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策に取り組もうとする企業に対して必要な情報提供等の支援を行うこと等により、職場環境の改善が図られ、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0489
		492百万円	916百万円				
(14)	パートタイム・有期雇用労働者均等待遇推進事業 (旧:短時間労働者均等待遇啓発事業) (平成19年度)	619百万円	665百万円	670百万円	1.2	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理の改善にあたり、人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。パートタイム・有期雇用労働法に規定される事項について、事業主に遵守を促すには、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理状況を聴取して、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対しても、健康診断の実施等、労働安全衛生法等に基づく措置を講ずる必要があることについて説明し、理解を求めることが効果的である。雇用均等指導員はそれらの業務を担う者であり、支援事業所の件数が法に沿った雇用管理を行う事業所数の増加につながることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0562
		582百万円	645百万円				
(15)	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 (平成20年度)	70百万円	154百万円	161百万円	1.2	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)については、「働き方改革推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)の国会附帯決議事項として、過労死防止の観点から見直しが求められており、同見直しのため検討会の設置等を行う。本事業は、自動車運転者の多様な勤務実態や業務の特性に応じ、産業・物流の状況も踏まえた検討を要するため、労働政策審議会労働条件分科会の下に、トラック、ハイヤー・タクシー、バスの業態別の検討会を設置し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の検討を行う。また、特にトラック運転者については、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているが、背景として、荷主都合による手待ち時間の発生など取引上の慣行があることから、トラック運転者の長時間労働の現状及びその解決手法等について周知広報等を実施することで取引上の慣行の改善を促進する。これらの施策は自動車運転者の就業環境の改善に資するものであり、自動車運転者の長時間労働が改善されることによる過重労働の解消や健康障害の防止につながるものであることから、測定指標1及び2の減少に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0501
		68百万円	119百万円				
(16)	石綿障害防止総合相談員等設置経費 (平成21年度)	618百万円	681百万円	665百万円	1.2	都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置き、石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査等を実施することで、労働者の健康障害防止対策に寄与することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0470
		557百万円	598百万円				
(17)	職域対象のメンタルヘルス対策事業 (平成21年度)	145百万円	155百万円	253百万円	1.2	職場でのメンタルヘルス対策に係るポータルサイトを設置し、事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報提供を行うとともに、労働者等からのメンタルヘルスに係る問題の相談に応じるメール・電話・SNS相談等を実施する。精神障害による労災請求件数は増加傾向にあるが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は全体の約6割にとどまっていることから、対策に取り組んでいない事業場等に対して当該情報を提供することや労働者等からの相談に応じることで、職場のメンタルヘルス対策の一層の取り組みの促進を図ることにより、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0481
		112百万円	154百万円				
(18)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 (平成23年度)	466百万円	558百万円	496百万円	1.2	管内で多数の外国人労働者が就労している都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多くの派遣労働者が就労している労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。また、13カ国語による外国人労働者相談コーナーを整備することにより、外国人労働者からの相談に的確に対応する。本事業は、外国人労働者、派遣労働者の特定分野の労働者に係る労働災害の防止等が図られるものであることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0455
		295百万円	305百万円				
(19)	機械等の災害防止対策費 (平成23年度)	506百万円	896百万円	1,017百万円	1.2	下記取組により、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ・危険性・有害性のある機械設備等について、その設置時又は変更時に法令への適合確認を行うとともに、危険性・有害性の調査等(リスクアセスメント)を指導するため、機械設置届等に係る審査及び実地調査を行い、機械設備等の安全化の促進及び労働災害の防止を図る。 ・都道府県労働局等で登録している検査業者、登録教習機関等に対する監査指導を行い、その業務の適正化について指導を行う。 ・市場に流通している機械等(防爆構造電気機械器具)を対象に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。 ・経過措置によって最新の構造規格への適合を猶予されている既存の機械等に対し、最新の構造規格に適合するために要する費用の一部を補助する。 ・ボイラー等を対象とする①性能検査へのCBM及び自主検査の導入、②性能検査への遠隔検査の導入について、導入のための条件や導入時の検査等の在り方について検討する。 ・安全衛生に係る指導を強化するため、労働基準監督署に計画届審査員を配置し、工事等の計画届審査業務を行う。	2021-厚労-20-0494
		488百万円	879百万円				
(20)	墜落・転落災害等防止対策推進事業 (平成23年度)	171百万円	119百万円	188百万円	1.2	建設業においては、死亡災害の約4割を占める墜落・転落災害の防止が喫緊の課題であるため、労働安全衛生規則の改正等により足場等からの墜落防止措置を強化するなどの施策を推進することに加え、足場の組立・解体時の墜落・転落の防止効果が高い手すり先行工法等の「より安全な措置」や現場に対する指導・技術的支援、一人親方等への安全衛生教育を行うことで、死亡災害が多い足場からの墜落を防止を図り、以て測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0483

(21)	職場における受動喫煙対策事業 (平成23年度)	85百万円	57百万円	48百万円	1.2	職場での受動喫煙対策に関する技術的支援の一環として、事業場が建物内全面禁煙や喫煙室設置等の受動喫煙対策を行う際の技術的な相談に対して、労働衛生コンサルタント等の専門家が電話対応又は実地指導等を行う。また、経営者・安全衛生担当者を対象とした受動喫煙対策に係る説明会を開催する。これらにより、労働者の健康の保持増進の観点から適切な受動喫煙対策が講じられるよう支援を行い、事業場における適切な受動喫煙対策の実施を促進することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0474
		91百万円	53百万円				
(22)	受動喫煙防止対策助成金等 (平成23年度)	2,915百万円	1,035百万円	390百万円	1.2	中小企業を対象に、受動喫煙による健康影響から労働者を保護するため、喫煙室の設置等の取組に対し助成することによって職場における受動喫煙対策の一層の促進を図ることで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0475
		2,146百万円	563百万円				
(23)	労働安全衛生法に基づく免許・技能講習制度の安定的運営事業 (平成23年度)	122百万円	186百万円	210百万円	1.2	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(以下、「登録省令」という。)第25条の3の2に規定する指定機関として、登録省令第24条、第25条及び登録教習機関の自主的な情報提供に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿の引渡を受け、これをデータ入力、管理し、労働安全衛生規則第82条第3項と第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。一元的に管理したデータを活用して、異なる登録教習機関での講習修了歴を携帯が容易な大きさの1枚の書面にして交付すれば、労働者にとっても携帯しやすいものとなり、現場での労働者の有資格・無資格の確認を助け、無資格者が従事することによる労働災害を防止することにつながる。また、労働安全衛生法に基づく免許証の申請から発行までの期間を短縮するために、申請書類のチェックや不備書類の返送及び督促等を外部委託する。労働安全衛生法に基づく免許証の申請から発行までの期間の短縮や技能講習修了証の一元化を行い、免許・技能講習制度を安定的なものとすることにより、労働災害の減少を図られることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0463
		118百万円	184百万円				
(24)	東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策 (平成23年度)	441百万円	313百万円	327百万円	1.2	東電福島第一原発で、指定緊急作業に従事した労働者の被ばく線量等のデータを蓄積する被ばく管理データベースの運用、緊急作業従事者等を対象とした健康相談等を行う。これらにより、緊急作業従事者等の健康状態の長期的管理を促進されることから、測定指標1及び2の減少に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0465
		395百万円	283百万円				
(25)	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組 (平成23年度)	2,333百万円	3,399百万円	3,060百万円	1.2	時間外労働及び休日労働に関する協定について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行う。また、長時間労働抑制及び過重労働防止のためのパンフレット等を作成する。時間外及び休日労働協定の未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、基本的な労務管理の知識等の習得が必要な事業場に対して専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する。労働者等に対し、改正法等の周知のため、「労働条件相談ホットライン」の設置、労働条件ポータルサイトの運営、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施、労働法教育に関する指導者用資料の活用に向けたセミナーの開催、問題事業場の把握につなげるインターネット監視による労働条件に係る情報収集事業を行う。本事業は、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより健康障害防止が図られるものであることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0454
		2,243百万円	3,224百万円				
(26)	女性就業支援全国展開事業 (平成23年度)	81百万円	8475百万円	78百万円	1.2	全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的・効率的に実施され、全国的な女性の活躍推進のための支援施策の充実が図られるよう、女性労働者の健康確保に関する問題や、労働災害の要因ともなるセクシュアルハラスメント等に対する対応策について、相談対応や講師派遣など女性関連施設等への支援事業を実施する。働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境が整備されることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0491
		74百万円	75百万円				
(27)	女性就業支援全国展開事業(土地建物借料等) (平成23年度)	81百万円	85百万円	85百万円	1.2	「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費。働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境が整備されることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0492
		47百万円	55百万円				
(28)	東日本大震災及び平成28年熊本地震に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 (平成23年度補正)	189百万円	174百万円	164百万円	1.2	東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事においては、多数の中小事業者が参入するとともに、建設需要の急増していることも相まって、作業に習熟した労働者、管理者不足し、現場における適切な安全衛生管理体制が確保されず労働災害の増加が懸念される状況にあるため、被災地域に安全衛生に関する拠点を設置し、工事現場へ専門家による巡回指導を実施することにより当該現場の統括安全衛生管理体制を確保するとともに、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生教育支援を実施することで、被災地域における労働災害の防止を図り、以て測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0484
		172百万円	160百万円				
(29)	母性健康管理推進支援事業 (平成24年度)	35百万円	31百万円	45百万円	1.2	男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置について企業において適切に実施されるよう、また、医師等の指示事項を事業主に的確に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」が令和3年に改正・適用されることから、カードが活用されるよう、サイトの運用、研修会の実施等により企業に対する周知・啓発、情報提供を行う。女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0488
		32百万円	25百万円				
(30)	第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進) (平成25年度)	465百万円	1,852百万円	1,527百万円	1.2	第13次労働災害防止計画に基づき、腰痛による労働災害が多発している介護施設及び医療保健施設並びに陸上貨物運送事業を対象に腰痛予防教育・対策の講習会を実施する。また、小売業等の第三次産業における労働災害を防止するため、経営トップ(多店舗展開企業等)を対象としたトップセミナー、事業場の安全管理を担当する安全推進者を対象とする研修の実施、第三次産業に対する安全衛生の意識付けのための広報の実施、事業場の安全担当者の配置促進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も相まって、第三次産業を中心に進んでいる働き方の多様化に対応した安全衛生対策について実態調査を行い、ヒアリング等を通じて、テレワークを行う場合、IoT技術を活用した安全衛生活動を行う場合のそれぞれに応じた安全衛生対策の状況をとりまとめることにより、労働災害防止対策を推進する。さらに、昨今増加している外国人労働者向けの安全衛生教育教材等を引き続き作成し、多言語に翻訳する。併せて、近年増加している高齢労働者の安全と健康の確保のため、中小企業等における労働災害防止等に要する費用の一部を補助するとともに、先進的な労働災害防止のための取組等を実地で検証し、その結果を公表することにより普及を図る。これらにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0487
		462百万円	1,734百万円				
(31)	職場における化学物質管理に関する総合対策 (平成25年度)	307百万円	271百万円	340百万円	1.2	未規制又は特定化学物質障害予防規則等の特別則の対象となっていない有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により、規制の強化等の有害化学物質管理対策の一層の推進を図る。これにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0477
		272百万円	249百万円				
(32)	石綿等による健康障害防止対策の推進 (平成25年度)	167百万円	394百万円	869百万円	1.2	建築物の解体等の作業に従事する労働者の石綿による健康障害を予防するため、石綿障害予防規則や「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づき、適切な石綿ばく露防止対策の履行を図る。さらに、令和2年度中に予定している石綿則改正について、周知等を行う。また、改正石綿則を踏まえた各種研修を行うとともに、建築物の解体等の現場などの石綿空气中濃度測定を実施し、石綿ばく露防止対策の一層の推進を図る。以上から、労働者の健康障害防止が期待できる測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。特定化学物質障害予防規則が改正され、第2類物質として溶接ヒュームが規制の対象となったが、溶接に従事する者は約30万人、事業者は約1万にのぼり、そのほとんどが中小企業という実態がある。経過措置期間満了日までに、既存の金属アーク溶接等作業に対して、法令上作業環境の改善及び呼吸用保護具の決定に必要となる、溶接ヒュームの濃度測定に支障が生じるおそれがある。このため、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の健康確保のために、事業者に対し、改正特化則を周知、個別相談を行った上で、中小企業に対して、溶接ヒュームの濃度測定を確実に実施することにより測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0469
		87百万円	114百万円				
(33)	治療と職業生活の両立支援事業 (平成25年度)	129百万円	124百万円	120百万円	1.2	労働者の治療と職業生活の両立支援について、反復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成する。また、両立支援の一層の取組の促進を図るため、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催、取組事例の収集・公表等を行い、広く関係者に周知することにより、疾病を抱えた労働者が就労を継続するための支援を推進する。職場環境等の複雑化や労働者の高齢化に伴い、疾病を持つ労働者の通院や治療と仕事の両立のための支援体制が課題となっており、これらの対策を推進することにより、疾病の増悪防止等につながることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0482
		123百万円	121百万円				

(34)	家内労働安全衛生確保事業 (平成25年度)	17百万円	16百万円	15百万円	1.2	危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び疾病の予防のため、危険有害性が相対的に高い地域・業種に即した災害防止の好事例をヒアリング調査するとともに、家内労働の安全衛生確保等に関するセミナー等の実施や総合的な情報提供を行うサイトの運営を行う。 本事業は、危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び疾病を予防することにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0497
		16百万円	16百万円				
(35)	作業環境管理等対策事業 (平成26年度)	56百万円	55百万円	45百万円	1.2	作業環境測定基準に関し、技術の進展に伴う新たな測定方法に係る科学的知見を収集、整理し、より実情に即した効率的で制度の高い測定手法をとりまとめる。型式検定の対象となっている呼吸用保護具について、流通段階での性能等の調査を実施し、製造上の問題により型式検定に定める性能を有しない製品の製造者等に対して回収や改善の指導を行う。以上により、適切な作業環境管理等が可能となることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0472
		50百万円	47百万円				
(36)	東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信の強化 (平成26年度)	17百万円	16百万円	16百万円	1.2	作業者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するほか、英文冊子にまとめる。さらに、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)、国連科学委員会(UNSCEAR)等の国際機関や専門家に、ホームページの掲載事項の案内や冊子を配布する等積極的な情報提供を実施し、我が国の施策等について国際機関等に対し情報発信を行うことで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0466
		13百万円	14百万円				
(37)	産業保健活動総合支援事業 (平成26年度)	4,854百万円	4,981百万円	4,866百万円	1.2	脳・心臓疾患による労災認定件数が高い水準で推移し、精神障害による労災請求件数は増加傾向にある。こうした中、産業界の選任義務のない小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策の推進は急務であり、また、職場でのメンタルヘルス対策は、自殺防止対策の観点からも喫緊の課題であることから、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行い、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保に資することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0480
		4,847百万円	4,965百万円				
(38)	安全衛生啓発指導等事業 (平成27年度)	54百万円	748百万円	561百万円	1.2	職場の危険性や有害性を認識する上で有用な情報となる他の事業場の災害事例や改善方策、危険箇所の「見える化」などの好事例をホームページで提供する。また、労働災害防止についての指導啓発を目的として、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施する。これにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0462
		87百万円	707百万円				
(39)	過労死等防止対策推進法の施行に要する経費 (平成27年度)	277百万円	279百万円	197百万円	1.2	「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」及び同法に基づき策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるための啓発事業を実施する。これらにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0504
		221百万円	233百万円				
(40)	労働基準行政関係相談業務の外部委託化経費 (平成28年度)	1,470百万円	1,003百万円	1,003百万円	1.2	労働基準行政関係の電話相談業務に係るコールセンターを設置し、特に電話相談件数や適用事業場数が多いなど、業務繁忙になっている労働基準監督署へ入電した電話について、コールセンターで一元的に対応することにより、労働基準監督署の職員による事業場に対する指導等に費やす時間を確保し、労働基準関係法令の履行確保と労働安全衛生水準の向上に資することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0505
		1,180百万円	1,003百万円				
(41)	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策 (平成28年度)	165百万円	57百万円	43百万円	1.2	東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、競技施設の建設、インフラ整備、再開発等が集中的に行われるが、こうした建設投資の増大に対し、建設業界では作業に習熟した労働者、管理者不足し、現場における適切な安全衛生管理体制が確保されず労働災害の増加が懸念される状況にあるため、労働者の能力に応じた安全衛生教育教材作成、新規入職者等の経験が浅い工事従事者等への安全衛生教育及び施工業者への技術指導等を行うことにより、労働災害の防止を図り、以て測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0485
		162百万円	37百万円				
(42)	東電福島第一原発廃炉等作業における被ばく低減対策の強化 (平成28年度)	41百万円	27百万円	32百万円	1.2	被ばく線量低減に関する専門家チームを組織し、効果的な被ばく低減措置の検討および好事例の収集とその周知を行うとともに、元請事業者が作成する施工計画に対する助言を行う。さらに、元請事業者の施工計画の作成者、作業現場での作業指揮者に対して、被ばく低減措置の実施に係る必要な教育を実施する。これにより、効果的な被ばく低減対策が実施できるようになることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0467
		32百万円	25百万円				

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年	目標値	目標年	年ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年ごとの実績値						
					平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)		
3	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合 (アウトカム)	58.4%	平成29年 (2017年)	80%	令和4年 (2022年)	-	(62.8%)	(67.1%)	(71.4%)	(75.7%)	現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えている。 過労死等の防止には、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するため、平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることも踏まえ本施策の目標とした。 ※メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合については、年単位で調査・公表しているため、目標値も年単位のものとしている。 ※年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。
						58.4%	59.2%	-	61.4%		
4	仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合 (アウトカム)	72.5%	平成29年 (2017年)	90%	令和4年 (2022年)	-	(76.0%)	(79.5%)	(83.0%)	(86.5%)	現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えている。 過労死等の防止には、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するため、平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることも踏まえ本施策の目標とした。 ※仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合については、年単位で調査・公表しているため、目標値も年単位のものとしている。 ※年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。
						72.5%	73.3%	-	69.2%		

達成手段3		令和元年度	令和2年度	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和3年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(43)	職域対象のメンタルヘルス対策事業 (平成21年度) (再掲)	145百万円	155百万円	253百万円	3,4	職場でのメンタルヘルス対策に係るポータルサイトを設置し、事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報提供を行うとともに、労働者等からのメンタルヘルスに係る問題の相談に応じるメール・電話・SNS相談等を実施する。 精神障害による労災請求件数は増加傾向にあるが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は全体の約6割にとどまっていることから、対策に取り組んでいない事業場等に対して当該情報を提供することや労働者等からの相談に応じることで、職場のメンタルヘルス対策の一層の取り組みの促進を図ることにより、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0481
		112百万円	154百万円				
(44)	産業保健活動総合支援事業 (平成26年度) (再掲)	4,854百万円	4,981百万円	4,866百万円	3,4	脳・心臓疾患による労災認定件数が高い水準で推移し、精神障害による労災請求件数は増加傾向にある。こうした中、産業医の選任義務のない小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策の推進は急務であり、また、職場でのメンタルヘルス対策は、自殺防止対策の観点からも喫緊の課題であることから、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行い、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保に資することから、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0480
		4,847百万円	4,965百万円				
(45)	過労死等防止対策推進法の施行に要する経費 (平成27年度) (再掲)	277百万円	279百万円	197百万円	3,4	「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」及び同法に基づき策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるための啓発事業を実施する。これらにより、測定指標3及び4の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0504
		221百万円	233百万円				

達成目標4について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年	年ごとの目標値 年ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年	目標年			平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	
5	化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険性又は有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合(アウトカム)	ラベル表示 68.6% SDS交付 62.6%	平成29年 (2017年)	80%以上	令和4年 (2022年)	-	-	-	ラベル表示 80%以上 SDS交付 80%以上	ラベル表示 80%以上 SDS交付 80%以上	産業現場で使用されている化学物質は約7万種類といわれているが、労働安全衛生関係法令で規制されている数百種類の化学物質を除く多くの化学物質については、労働災害防止対策の基本となる危険性や有害性等の情報さえ待たずに職場で取り扱っている状況にある。事業者は、化学物質を取り扱っている労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることとされており、事業者が自主的な化学物質管理を行うには、取り扱っている化学物質の危険有害性等の情報を確実に入手することが必要である。また、平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることも踏まえ、本施策の目標とした。なお、実施率は令和元年まで着実に増加しており、令和3年は計画目標値以上とすることを目標とする。
達成手段4		令和元年度 予算額 執行額	令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和3年度行政事業レビュー事業番号
(46)	安全衛生施設整備等経費 (昭和23年度) (再掲)	1,393百万円	540百万円	360百万円	5	安全衛生施設(日本バイオアッセイ研究センターや大阪安全衛生教育センター等)については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うための施設として国が設置したものであるが、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設所有者としての責任を問われかねない重大な問題となること、また、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施される必要があることから、修繕等を実施する。 施設を維持することにより、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施されることは、測定指標5の改善に必要であると見込んでいる。	2021-厚労-20-0500				
		931百万円	348百万円								
(47)	化学物質管理の支援体制の整備 (平成12年度) (再掲)	141百万円	202百万円	156百万円	5	化学物質による労働災害防止のためには、①化学物質の危険性・有害性に関する情報を取りまとめた安全データシート(SDS)が、製造・流通業者から化学物質の譲渡・提供時に適切に交付され、②SDSの情報に基づき実施されたリスクアセスメントの結果に基づく措置が、事業場において適切に講じられることが必要である。このため、平成26年6月、労働安全衛生法が改正され、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質についてリスクアセスメントが義務化されることとなった(平成28年6月に施行)。 他方、こうした取組は、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては困難であることから、これら事業者の実施するリスクアセスメントやSDSの作成等を支援することにより、事業場における自律的な化学物質管理を促進することで化学物質による労働災害の防止が図られ、測定指標5の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0478				
		132百万円	185百万円								
(48)	職場における化学物質管理に関する総合対策 (平成25年度) (再掲)	307百万円	271百万円	340百万円	5	未規制又は特定化学物質障害予防規則等の特別則の対象となっていない有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により、規制の強化等の有害化学物質管理対策の一層の推進を図る。これにより、測定指標5の改善に寄与すると見込んでいる。	2021-厚労-20-0477				
		272百万円	249百万円								

達成目標5について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年	年ごとの目標値 年ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年	目標年			平成29年 度	平成30年 度	令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度	
6	外国人労働者向けの安全衛生教材の作成件数(アウトプット)	-	-	-	-	-	-	140	112	112	増加する外国人労働者に適切な安全衛生教育を実施するため、作業5種及び危険有害要因3種について14言語で視聴覚教材を作成するものであるから、作成する安全衛生教材の数として8×14=112件を目標値としている。
(参考指標)						平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	
7	外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数(アウトカム)					3,484	3,727	5,450	7,503		外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数の実績を記載したものの。

達成手段5		令和元年度	令和2年度	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和3年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(49)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 (平成23年度) (再掲)	466百万円	558百万円	496百万円	6	管内で多数の外国人労働者が就労している都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多くの派遣労働者が就労している労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。また、13カ国語による外国人労働者相談コーナーを整備することにより、外国人労働者からの相談に的確に対応する。	2021-厚労-20-0455					
		295百万円	305百万円									
(50)	第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進) (平成25年度)(再掲)	465百万円	1,852百万円	1,527百万円	6	第13次労働災害防止計画に基づき、腰痛による労働災害が多発している介護施設及び医療保健施設並びに陸上貨物運送事業を対象に腰痛予防教育・対策の講習会を実施する。また、小売業等の第三次産業における労働災害を防止するため、経営トップ(多店舗展開企業等)を対象としたトップセミナー、事業場の安全管理を担当する安全推進者を対象とする研修の実施、第三次産業に対する安全衛生の意識付けのための広報の実施、事業場の安全担当者の配置促進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も相まって、第三次産業を中心に進んでいる働き方の多様化に対応した安全衛生対策について実態調査を行い、ヒアリング等を通じて、テレワークを行う場合、IoT技術を活用した安全衛生活動を行う場合のそれぞれに応じた安全衛生対策の状況をとりまとめることにより、労働災害防止対策を推進する。さらに、昨今増加している外国人労働者向けの安全衛生教育教材等を引き続き作成し、多言語に翻訳する。併せて、近年増加している高齢労働者の安全と健康の確保のため、中小企業等における労働災害防止等に要する費用の一部を補助するとともに、先進的な労働災害防止のための取組等を実地で検証し、その結果を公表することにより普及を図る。	2021-厚労-20-0487					
		462百万円	1,734百万円									
施策の予算額(千円)		令和元年度			令和2年度			令和3年度			政策評価実施時期	令和元年度 令和4年度
		29,719,763			30,146,552			29,083,178				
施策の執行額(千円)		26,890,214			27,314,458							
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		第198回国会における衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明演説				平成31年3月8日		改正出入国管理法に基づく新たな外国人材の受入れについては、本年4月の施行に向けて、介護・ビルクリーニング分野における受入環境の整備、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生対策の実施、適切な社会保険の適用促進、安心・安全に医療機関を受診できる環境の整備などに取り組み、外国人材がその能力を有効に発揮できる環境を整備してまいります。				